

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 15 日

各都道府県個人情報保護・情報政策担当課 }
各都道府県市区町村個人情報保護・情報政策担当課 } 御中
各指定都市個人情報保護・情報政策担当課 }

総務省自治行政局地域情報政策室

「規制改革実施計画」の閣議決定について（情報提供）

平素より、個人情報保護施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、「規制改革実施計画」が閣議決定されましたが、その中で地方公共団体が保有する個人情報に係る非識別加工情報の提供の仕組みについて今後の検討方針が記載されましたので、御参考まで該当部分を別添のとおり送付致します。

各都道府県市区町村個人情報保護担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対して情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、総務省では地方公共団体の非識別加工情報等に関する相談窓口を、以下問合せ先に設けておりますので、引き続き、非識別加工情報の提供の仕組み等について、ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

【問合せ先】

総務省自治行政局地域情報政策室

担当：結城係長、鳥越事務官

電話：03-5253-5525

E-Mail：tiikijouhou@soumu.go.jp

URL：http://www.soumu.go.jp/denshijiti/index.html

○ 規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）抄

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
38	地方自治体の保有するデータの活用	地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。平成31年度措置	総務省